4　設計業務における契約の相手方の決定方式等に関する事項
⑴　設計業務の契約の相手方の決定方法　優先交渉権者は、設計業務の見積書を作成し、⑵で指定する期日までに提出すること。提出された見積金額が、当社が設定した契約制限価格の範囲内であった場合に、設計業務の契約の相手方とする。
⑵　設計業務の見積りの日時及び場所
①　日時及び場所
日時　説明書による。
場所　説明書による。
②　見積りの日時に変更がある場合は、優先交渉権者に通知する。
5　基本協定の締結に関する事項　設計業務の契約にあわせて、次の協定を締結するものとする。
「東京外かく環状道路　中央ジャンクション南地中拡幅（北行）工事に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）
6　価格等の交渉
⑴　工事契約の締結に向けた価格等の交渉の手続等については、基本協定書による。
⑵　交渉が不成立となった場合変更の手続等
①　手続　前項⑴に基づき提出された工事見積書等の内容について、提示した参考額又は発注者としての予定事業規模との間に著しい乖離があり、その乖離理由の妥当性が認められない場合や、その他価格等を見直す必要がある内容について見直しに応じない場合は価格等の交渉を不成立とする。
交渉が不成立となった場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者になった旨を通知する。
交渉が不成立となった場合には、次順位の交渉権者に対して、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、記４及び５の記載に基づき設計業務の契約の相手方の決定に係る手続及び基本協定書の締結を行うものとする。以降、協議が成立するまで次順位以降の者とこれと同様の手続を行う。
②　配置予定技術者の取扱い　次順位以降の交渉権者と設計業務の契約を締結する場合は、申請書の提出時と同等の資格がある者に限り、配置予定技術者の変更を認めるものとする。なお、同等の資格がある者とは、記２⑸及び⑹に示す競争参加資格を有する者に限る。
7　工事における契約の相手方の決定方法等に関する事項　工事の契約の相手方の決定方法等については、基本協定書（案）による。
8　手続等
⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）
⑵　説明書等の交付期間、場所及び方法　競争参加希望者には、説明書、調査等請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、基本協定書（案）、基本性能・基本条件書、設計図書（以下「設計図書等」という。）を交付する。
①　交付期間　平成28年10月21日（金）から平成28年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　交付場所　記８⑴に同じ。
③　交付方法　設計図書等はＣＤ―Ｒにより無料で交付する。
⑶　申請書、確認資料、競争参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書（案）の提出期限、場所及び方法
競争参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、審査基準日が、入札日の１年７ヶ月前の日以後のものに限る）、確認資料を添付した申請書を提出するものとする。なお、確認資料は説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間　平成28年10月21日（金）から平成28年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　提出場所　記８⑴に同じ。
③　提出方法　記８⑴に郵送すること。
⑷　技術提案書作成説明会の開催時期、開催方法
①　開催期間　説明書による。
②　開催方法　説明書による。
③　参加申込方法　説明書による。
④　申込先　記８⑴に同じ。
⑤　その他　技術提案書作成説明会場所は追って通知する。
⑸　技術提案書の提出期限、場所及び方法
①　提出期間　平成28年10月21日（金）から平成28年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　提出場所　記８⑴に同じ。
③　提出方法　記８⑴に郵送すること。
⑹　ヒアリングの開催期間、開催方法
１）技術提案のプレゼンテーション
①　開催期間　説明書による。
②　開催方法　説明書による。
③　その他　プレゼンテーションの日時及び場所等は追って通知する。
２）技術提案確認協議
①　開催期間　説明書による。
②　開催方法　説明書による。
③　その他　技術提案確認協議の日時及び場所等は追って通知する。
⑺　最終技術提案書及び設計業務参考見積書の提出期限、場所及び方法
①　提出期間　説明書による。
②　提出場所　記８⑴に同じ。
③　提出方法　記８⑴に郵送すること。
⑻　工事の見積り合せの日時及び場所　日時及び場所は、別途通知する。
9　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金
契約保証金　納付。
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　見積りの無効　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り、申請書等に虚偽の記載をした者の見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。また、見積り時に単価表の提出のない者の行った見積書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積書を無効とする場合がある。なお、無効の見積りを行った者を契約の相手方としていた場合は契約の相手方の決定を取り消すものとする。
⑷　契約の相手方の決定の取り消し等　申請書に虚偽の記述をした者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、資格登録停止の措置を講じることがある。
⑸　配置予定監理技術者の確認　工事の契約の相手方の決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。
⑹　申請書等の作成及び提出、技術提案書・最終技術提案書の作成及び提出に要する費用は原則として競争参加希望者の負担とする。
⑺　提出された競争参加確認申請書等は、原則として返却しない。
⑻　手続における交渉の有無　有
⑼　設計業務請負契約書及び工事請負契約書の作成の要否　要
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⑾　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問合わせ先は記８⑴に同じ。
⑿　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記８⑶により競争参加確認申請書等を提出することはできるが、競争に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒀　詳細は説明書による。